

令和8年度 目黒区児童館「ランドセル来館」のご案内

目黒区放課後子ども対策課

ランドセル来館は、小学生が、放課後にまとまった遊びの時間を確保できるよう、下校後自宅に帰宅しないでランドセルを背負ったまま児童館に来館できる制度です。

下記要件に該当する方で利用を希望する方は、面談・登録が必要になります。児童館は、ランドセル来館の登録がなくても自由に遊ぶことができます。

1 利用要件 区内在住または区内小学校在学の小学1年生～6年生

- (1) 児童館事業に参加するなど放課後時間を有効利用したい児童
- (2) 学童保育クラブへ入所申請したが、待機となっている児童
- (3) 学童保育クラブの入所基準に満たない児童
- (4) 下校時間帯に、保護者が一時的に在宅していない児童

2 利用できる日時

- (1) 学校がある月曜日～金曜日：放課後から午後6時まで
- (2) 学校がある土曜日・日曜日
閉館時間が午後5時の児童館：放課後から午後5時まで。
閉館時間が午後6時以降の児童館：放課後から午後6時まで。
- (3) 児童館の休館日は、利用できません。
休館日：国民の祝日・休日（こどもの日を除く）、年末年始（12/29～1/3）、日曜日（ただし日曜日の休館日は児童館によって異なります。
区民センター児童館の休館日は、毎月第1・3日曜日です。
また、休館日の日曜日が国民の祝日と重なる場合は翌振替休日が休館日となります。）
- (4) 新1年生の利用開始時期については、5月のゴールデンウィーク明けからとさせていただきます。但し、就労や学童保育クラブ待機児童等の方は除きますので、ご相談ください。

3 登録に必要な手続き

- (1) ランドセル来館登録申込書の提出
- (2) 経路図の提出
 - ・災害共済給付制度の適用を受けるため及び緊急時の対応のため、写しを当該小学校に提出します。原則、この提出した経路で来館、帰宅をして

ください。（学校→児童館→自宅）

(3) 保護者とお子さん、職員の三者面談（提出時に行います）

※登録後、小学校の担任に保護者から「ランドセル来館に登録したこと」を連絡してください。

※登録内容を明記した名簿及び経路図のコピーを、児童館から当該小学校に提出します。

4 登録の種類

定期利用・・・毎週または毎月、決まった曜日に利用が見込まれる場合。

不定期利用・・・必要に応じて利用したい場合。

※利用日が決まっていない状況で、とりあえず登録だけをするということ
はできません。

5 利用方法

- (1) 利用日には必ず、保護者からお子さんに、ランドセル来館前に習い事や塾などに通わず、学校から直接児童館に行くように伝えてください。その際、利用カードを必ず持たせてください。
- (2) 利用カードに必要事項を、保護者が記入してください。
 - ・来館日、退館時間を記入してください。
 - ・お迎えの有無及び、どの方（父・母・祖父・祖母など）が来られるかを（ ）にご記入ください。
 - ・内容の変更や連絡事項がある場合は、利用カードの連絡欄をご利用ください。
 - ・学校の「ランランひろば」「放課後子ども教室」を利用してから児童館に来館する場合は、併用の欄に○（まる）をご記入ください。
- (3) 利用日の帰宅時間の変更やお迎えの有無の変更、定期利用の方で利用日にお休みする場合、必ず保護者から事前に連絡してください。
- (4) 寄り道をしないこと、児童館の決まりを守ること、決められた経路を使用して来館、帰宅することをお子さんにお話してください。
- (5) 来館したら職員に声をかけ、利用カードを提出してください。記載内容の確認と来館確認のサインを職員が行います。
- (6) 児童館で指定する目印（名札やリストバンド等）を着けて、児童館内で一般来館児童と同様に遊んでください。外出はできません。
- (7) 帰宅時間になったら職員に声をかけ、目印を返却し、利用カードを必ず持ち帰ってください。

6 けが、病気、感染症などの対応

(1) けが・病気

- ①児童館内で体調不良（発熱など）や大きな怪我が発生した場合は、保護者に連絡をします。お迎えをお願いします。
保護者に連絡が取れない場合でも、緊急の事態であれば職員が引率して医療機関を受診することがあります。
- ②ランドセル来館利用途上怪我等の事故があった場合、災害共済給付制度の適用を受けることができます。利用する場合は速やかに小学校及び児童館に連絡してください。
- ③児童館は、傷害保険等に加入していません。
- ④ランドセル来館利用途上事故があった場合、保護者自身が災害共済給付制度を優先して利用する旨、医療機関に伝えて対応してください。

(2) 感染症

お子さんが感染症等（新型コロナウイルス・インフルエンザ、はしか、水ぼうそう、おたふく風邪、ノロウイルスなど）に感染している場合は、利用はできません。また、本人が感染していなくても、お子さんのクラスが法定伝染病による学級閉鎖や学年閉鎖の対象となった場合、利用はできません。

7 災害等の発生時の対応

- (1) 台風や震度5弱以上の地震等災害時には、安全が確認できるまで館内で待機（保護）しますので、保護者がお迎えにきてください。お迎えまでは職員が館内で待機（保護）しています
- (2) 指定避難所に引率、避難した場合は、保護者に引き渡すまで職員が保護します。
(区民センター児童館の場合の地域避難所：下目黒小学校、広域避難場所：中目黒公園)
- (3) 震災など災害のあった場合は、避難状況等を、災害用伝言ダイヤル171で周知します。利用方法について、確認をしておいてください。
- (4) 災害時の情報は、「安心でんしょばと」にて発信しますので登録をお願いします。詳しくは別途ご案内します。
- (5) 以下のような場合には必要に応じて保護者に連絡を行い、お迎えをお願いする場合があります。
 - ①館内で火災等が発生した場合。
 - ②近隣で事件、事故が発生した場合。

8 利用にあたっての注意

- (1) 来館後、お子さんの居場所の常時把握はできません。
- (2) 利用時間内に館外に出たことがわかっていても原則探すことはできません。
- (3) 利用予定日に来館しなかった場合でも、原則として児童館から保護者に「来館がない」ことを連絡はしません。
- (4) 他の児童館でも登録を希望する方は、それぞれの児童館で登録の手続きを行ってください。
- (5) ランドセル来館で児童館に来館後、放課後子ども教室、民間の保育機関や塾、お稽古に出かける際は、退館時点でランドセル来館終了となり、災害共済給付制度（目黒区立小学校のみ）の適用が受けられません。保護者の責任で行ってください。
- (6) 学童保育クラブを利用している児童は、ランドセル来館の登録を行うことができません。
- (7) 「ランランひろば」「放課後子ども教室」を放課後直接利用した後、ランドセル来館を利用することができます（併用）。お子さんの所在が確認できるよう保護者とお子さんで利用上の注意を十分確認し合ってください。
- (8) 介助が必要なお子さんは、介助者の同行をお願いすることがあります。
- (9) 疾病の関係からの通院の場合は、保護者の責任で外出することができます。その場合、あらかじめ保護者の方から児童館職員に連絡の上、通院してください。この場合は、災害共済給付制度の適用は受けられません。
- (10) 年度途中で、利用方法や保護者の連絡先、住所、帰宅時の経路等に変更や利用が必要なくなった場合は、直ちに児童館へご連絡ください。
- (11) ランドセル来館の約束を守れない場合は、その旨保護者に通知し、登録を取り消すことがあります。
- (12) 登録は単年度申込です。登録期間は、4/1～3/31 までです。
進級してからも登録を希望される方は、改めて登録の手続きをしてください。前年度登録していた方は、保護者のみの面談となります。必要に応じて三者面談となる場合があります。
- (13) 「安心でんしょばと」については、災害情報だけではなく、児童館からのお知らせについても発信するため、登録にご協力ください。

問い合わせ先
区民センター児童館
電話：3711-1839